

平成28年第3回定例会 10月7日

○議長 宮城清政君 これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番 大城真孝議員、1番 知念富信議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2．議長諸般の報告をいたします。両常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

追加議案といたしまして、意見書第7号 兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める意見書、意見書第8号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書、意見書第9号 子どもの医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める意見書、決議第6号 兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める要請決議、決議第7号 子どもの医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める要請決議、決議第8号 交通事故防止対策と飲酒運転根絶のさらなる推進に関する宣言決議、決議第9号 第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会の設置決議、決議第10号 閉会中の議員派遣について、以上、別紙議事日程のとおり、それぞれ後刻議題といたします。議会広報常任委員会より北丘小学校PTAとの意見交換会報告書が配布されておりますので、お目とおしくください。以上をもって諸般の報告といたします。これから議案の上げに入ります。

日程第3．議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託

され、当委員会では26日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。今回の条例改正点は、別表第1の事務（独自事業事務）について、根拠法令や条例等も含め詳細に明記したとありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第38号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第4．議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第4．議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では26日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。日本と台湾における民間租税の取り決めにより、双方における二重課税及び課税漏れを回避するための国内法が整備されたことにより、町内居住者が得た台湾における利子、配当所得に対し二重課税及び課税漏れ防止するための条例改正と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、全会一致により可決されました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第39号 南風原町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第5. 議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では28日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第40号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第6．議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 審査の経過 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では28日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。委員会では、第2表 利用者負担額において、階層区分における所得割額の区分をさらに細かく分け、階層区分を増やすよう意見がありました。執行部からは、階層区分を増やすことについて調査・検討していくと回答がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第41号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第7．議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7．議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では28日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第42号 南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第8. 議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では28日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第43号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第9. 議案第44号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第44号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第44号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例。審査の経過 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では9月23日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、第3階層以下の世帯に係る2点の改正について説明を受けました。1点目に多子軽減に伴う多子計算の年齢上限を撤廃すること、2点目に第3階層の所得割課税額が7万7,100円以下のひとり親世帯について、第1子を5,300円から3,500円に引き下げ、第2子を2,650円から無料になると説明がありました。議員により、ひとり親世帯等の第1子の保育料について、他市町村との金額に差がないかと質問がありました。担当課からは、類似市町村とほぼ同額であるとの回答がありました。討論はなしでございます。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第44号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第10. 議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第3号)

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第3号)。審査の経過 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では関係部長、課長、担当職員の出席を求め9月26日に総務部税務課、住民環境課、総務課、企画財政課、民生部保健福祉課。28日に国保年金課、こども課、教育部学校教育課、教育総務課、経済建設部産業振興課、まちづくり振興課より説明を受け質疑と審査を行いました。29日にまとめと採決を行いました。その審査のなかで主な事項について報告いたします。

1. 企画財政課について。予算書18ページ。歳出2款1項8目。企画費。ふるさと納税業務委託料に関して寄付額の何パーセント相当の返戻品、特産品を予定しているか価額の割合を問う質疑に対して、寄付額の約3割が返戻品代、約2割が送料、約1割が諸経費と説明がありました。

2. こども課について。予算書25ページ。4款1項1目。保健衛生総務費、12節。役務費は、こども医療費助成の現物給付を平成29年1月診療分から予定していることから、受給者証等の送付に伴う通信運搬費の計上であり、13節。委託料は医療費助成システム改修と通知の封入封緘委託料の計上と説明がありました。執行部からは、こども医療費助成の現物給付に対応できる医療費助成システムの改修を行うことで、現行の自動償還システムと現物給付の両方に対応できると説明があり、受給者証等送付に関する予算に関しては沖縄県の補助要綱が改正された後に判断すると説明がありました。

3. 教育総務課について。予算書12ページ。歳入14款2項6目。教育費県補助金。9節。子どもの貧困対策推進交付金について、要保護・準要保護児童生徒援助費目に学校校納金の追加や前年度実績増額分に対する交付金の計上と説明がありました。委員からは、前年度実績増額分に関して質疑があり、本町における準要保護児童生徒の推移は増加傾向

にあると回答がありました。以上の経過をへて29日に一般会計補正予算について、まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 審査、ご苦労様でした。質問させてください。予算書の25ページです。第4款第1項第1目13節、委託料です。今、委員長から報告がありました、こども医療費の問題です。町長は、来年1月からこども医療費を現物給付すると公表されました。しかし、県は医療費の増額につながるとその姿勢は厳しいです。こども医療費助成制度が、市町村長の責任であるが故に、それをどう説得し県全域で実施できるか大きな課題であります…

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時29分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○8番 花城清文君 ちなみに、県内市町村における実施要件を見ると、入院、通院ともに対象年齢が違います。特に通院は就学までが21団体、小学校卒業までが21団体、中学校卒業までが14団体、高校卒業までが5団体とそれぞれ違います。こうした制度が違う市町村を南風原町だけに適用する要綱を作るわけにはいかず、県はその制度づくりに苦労されるでしょう。またこの事業が公共性であるが故に全市町村で実施するには財政的援助が必要、そのために予算の計上もしなければならぬ。また、県の一定の手続きも必要でしょう。さらに県医師会、病院との話し合いも重要。なぜなら病院でのシステム改善も前もって準備させる必要であるからです。町においても準備が必要です。1月に実施計画がされていますが、条例の改正がされていません。予算も現制度の予算措置はされているものの改正後の予算をどうするのか見えてきません。こうした課題から、果たして計画どおり実施できるか疑問であります。そこで、総務民生常任委員長の真意を伺います。

1点目、実施には県の了解が必要だと思う。その確認はされたかどうか。予算計上をしても執行できなければ問題になると思います。特に通知書を送ることができないと思いますがどうでしょうか。

2点目です。県の対象年齢区分によって現物給付と自動償還によることも予想されます。その議論はなかったのかどうか。

3点目です。町民は、来年1月から現物給付されると信じて喜んでいますが、もし実施さ

れなければ、町民を落胆させ、不信を買うことになります。また、審議をした議員も町と同じ責任があります。執行できない予算を1回で通したと町民から嘲笑されます。審議のなかでそういった議論はなかったかどうか3点伺います。

○議長 宮城清政君 浦崎みゆき委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、質問の3点についてお答えいたします。まず1点目の特に通知書を送ることはできないと思うがどうかということですが、これは先ほども経過報告で述べたように、沖縄県の要綱が改定された後に判断するというので、それは県の要綱が改定されなければその時は通知書を送らないということ です。

それから2点目ですけれども、その年齢の区分によって現物給付とありますが、本委員会では年齢区分に関しての議論はありませんでした。

それから3点目。先ほども報告したとおり、現物給付については本会議での説明もありましたし、また一般質問等でも答えはありましたので、委員会のなかでもこれはぜひがんばっていただきたい、県に意見を申し述べて調整をしっかりとやっていただきたいということで、町民のためになることですので現物給付ができる体制に進めていただきたい賛同の声がありました。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。私もその制度は賛成です。けれども、1月実施というのが果たしてできるのかどうか。町民は1月から現物給付されることに大きく期待しています。今、委員長から報告があったように、県の要綱改正がなかったらできないです。町民は1月からできると期待している、新聞でも公表しました。けれども、それが本当に実施できるかどうか。町の1月実施と県の要綱改正が果たして一致するものかどうか、私は今疑問です。そういったことで質問しましたが、その制度自体は良いことだと思います。ただ、実施はどれも厳しいのではないかと思います。町長はじめ主管課の取組を私は評価します。町民にとっても非常に喜ばしいことです。けれども、それを実施するのは市町村、経営が市町村ですからその市町村も説得をし、全市町村がやらない限り、県もおそらく厳しいでしょう。どうぞ執行部もかなり厳しいと思いますが、ぜひそのことを念頭に置いてしっかりと事業実施できるように取り組んでいただきたい。そのことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第11. 議案第46号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第46号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第46号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月28日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。

審査の過程における説明のなかで、予算書12ページ、歳出1款1項1目13節、委託料に訴訟弁護士裁判委託料の計上があり、本定例会の初日に即決しました議案第54号 訴えの提訴に係る補正予算との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第46号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第12. 議案第50号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第50号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第50号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月28日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第50号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第13. 議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。審査の経過 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では、9月26日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。今回の補正は、前年度純繰越金が確定したことにより、一般会計へ647万5,000円を繰り出すこと及び中央育成園前及び旧社協前の県道工事の取り付けに伴う2件の工事が主な内容であることが説明されました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月28日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第47号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第14. 議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。審査の経過 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では、9月26日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。今回の補正は、前年度純繰越

金が確定したことにより、一般会計へ470万8,000円を繰り出すこと及び換地修正委託業務委託料について当初25筆の予定が13筆の見込み増になったことによるものと説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月28日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第48号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第15. 議案第49号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第49号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。議案第49号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。審査の経過 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、9月26日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。今回の補正は、前年度純繰越金が確定したことにより、一般会計へ71万4,000円を繰り出すことによるものと説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月28日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第49号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第16. 議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて。審査の経過 本案は、9月14日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。9月20日の現場調査において全議員で現場を確認した後、委員会では9月26日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。本議案は、字新川において、本町の公共下水道が新川交差点付近までしか整備されておらず、今回新川63番地他5筆において7階建て43戸の集合住宅建設計画があることから、当該地内の住民の排水設備を隣接する那覇市の公共下水道に接続する必要があることから説明がなされました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月28日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第53号 南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。休憩します。

休憩 (午前10時52分)

再開 (午前11時01分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第17. 認定第1号 平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第17. 認定第1号 平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 総務民生常任委員会の報告をいたします。認定第1号 平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について。審査の経過 本件は、9月15日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審査を付託され、当委員会では9月21日、23日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑を行いました。また、27日に連合審査会において経済教育常任委員会より審査報告を受けました。当委員会では26日に委員会を開き、決算認定について審議を行い、29日にまとめと採決を行いました。結果として、別紙意見を2点付してあります。2点を読み上げた後に、審査の報告をいたします。

1点目、学童クラブの補助金返還について。決算書41ページ。決算調書185ページ。平成27年度主要施策の成果に関する報告書106ページ、歳出3款. 民生費2項. 児童福祉費3目. 児童更正施設費。学童クラブ補助金(運営費)と学童クラブ支援員等処遇改善事業補助金において、学童クラブへ交付した補助金に返還があった。補助金返還が生じた原因として、補助対象要件を満たしていなかったことが挙げられる。学童クラブに対しては、補助金返還が生じることがないように制度等の周知徹底をさらに努めるよう意見する。

こども課に対する意見の審査の経過を報告します。昨年9月定例会において執行部から提出のあった平成26年第3回から平成27年第2回定例会における留意事項等の措置状況報告においても、今後とも必要に応じて周知を継続してまいりますとあるが、今回の平成27年度決算調書185ページ不用額調べ、3款2項3目. 児童更正施設費の不用額1,242万

7,000円が生じた説明にあるように、学童クラブ補助金（運営費）において実績報告の結果8施設の返還金額合計が257万4,000円あり、学童クラブ支援員等処遇改善事業補助金においては、実績報告の結果4施設の返還金合計金額が765万3,000円であった。補助金返還が生じた原因として、学童クラブの事業所に補助金交付要件の理解不足が認められる。学童クラブに対して、子ども・子育て支援新制度に関する説明や子ども・子育て支援事業計画等の周知徹底に努めていることは認めているものの、結果として補助金の返還が生じたことから、さらなる制度の周知徹底に努めるよう意見を付します。

続いて2点目、北丘小学校西側避難道路整備事業について。決算書60ページ、決算調書331ページ、平成27年度主要施策の成果に関する報告書55ページ、歳出10款・教育、2項・小学校費、3目・学校建設費。北丘小学校西側避難道路は、新たな階段を渡り廊下につなげる計画であると確認した。通路は、災害避難時の緊急避難通路としても利用される。一般の人が利用することも想定した上で整備すること。さらに通路が夜間のたまり場とならないよう、また不審者対策の観点からも防犯カメラの設置など併せて検討するよう意見する。

次に、報告事項5点を申し上げます。1点目に税務課における審査の過程で、1款・町税、収入未済額調べについて。決算調書63ページ、主要施策の成果に関する報告書203ページ、個人住民税と法人町民税に関して、納税義務者数及び1人当たりの課税額を容易に計ることができるように、主要施策の成果に関する報告書等に2つの税目について納付している件数を明記するよう委員から要望がありました。執行部からは、それぞれの件数を明記するよう検討すると回答がありました。

2点目に総務課における審査の過程で自主防災組織の立ち上げについて、主要施策の成果に関する報告書153ページ、9款1項2目・災害対策費に関連して。本町に現時点で自主防災組織が立ち上がっておらず、その取組状況を確認したところ、自主防災組織の立ち上げんについては、既存の防犯に対する取組に防災の取組を組み込むような方法を検討と説明がありました。

3点目に企画財政課における審査の経過で、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、決算書31ページ、2款1項18目・地方創生先行型事業、主要施策の成果に関する報告書198ページ、まち・ひと・しごと創生総合戦略について補助率が10割である地方創生先行型事業として血圧計の配置及びトレーナーの配置があった。平成28年度における総合戦略の推進については、補助率が5割である。地方創生の新型交付金（地方創生推進交付金）ではなく、補助率が8割である沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用すると報告がありました。第五次総合計画と総合戦略は、整合が図られており両者とも推進評価等については町民に提示できるものであると説明がありました。

4点目に、教育総務課における審査の経過で、南風原町地域健康づくり事業について決算書312ページ2款1項18目・地方創生先行型事業13節・委託料。黄金森陸上競技場トレーニング室は、トレーナーを配置したことで利用者及び利用料が増加したと報告があり

ました。しかし、トレーニング機器は25台と台数に限りがあり、時間帯や曜日によっては手狭であると言います。町民の健康づくりのための事業であるため、町民が利用しやすい環境づくりが求められます。町外の利用者の利用料増額や時間帯や曜日など利用に制限を設けるなどの検討など調査が必要ではないかという意見がありました。また、トレーニング指導と安全管理の面から、トレーナーの適正な配置数も含め利用状況の調査等を行い検討していく必要があると思われま

す。5点目に、生涯学習文化課における審査の経過で、プロジェクトヒュート事業について、決算調書375ページ、377ページ、10款5項4目、文化センター費、19節、負担金、補助及び交付金。飛勇人（ヒュート）は、町の歴史や文化を伝えるために誕生したキャラクターであります。しかし、欠員や活動の回数に課題があり、平成27年度も不用額が出ております。はえるんや野菜の仲間たちなど南風原町のキャラクターは多く、町民から見るとすべて南風原町の公式キャラクターであるという認識があります。町全体で飛勇人の目的や存在意義を見つめ直し、それぞれのキャラクターの役割の軸をはっきりとさせ、町のPRに最大限に役立てる必要があると委員会で意見が出ました。以上2点の意見を付し、5点をご報告いたします。

討論に入り、宮平学校線街路事業建物等移転補償費の補助金返還について、執行部の説明に整合性がないという理由で反対討論がありました。採決に入り、採決の結果、賛成多数であり別紙意見を付けて認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ただいま議題となっております平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。決算書56ページ8款4項3目23節、以前に事業が行われた宮平学校線整備事業の物件移転補償費が、会計検査院の検査を受けて不当支出とされ、1,221万6,000円を国に返還しています。この支出に関し、基になった事業費1,527万円の補償費について、町は補償費の対象であり不当性はないとしながら、会計検査院の指摘どおり国に返還するという矛盾した行為を行っております。結果、国庫からの補助金8割を除き、町民の負担2割、305万4,000円で完成させた補償が全額1,527万円の町民負担となったものであります。その差額は、実に1,221万6,000円。これを町民の負担とさせたものであります。これに関する町長の責任をなんら問うことなく支出したこの決算を認めるわけにはいきません。補償は正当であるとしながら、二度と繰り返さないというこの説明は、全く矛盾しておりその説明は不十分であります。この説明

について、きちんとした矛盾ない説明をすべきであるが、担当委員会の質疑をした委員に提出された資料は以前に行われた全員協議会に提出された資料と全く同じ資料であり、経緯を表面的になぞったものでしかなく、どこに問題があったのか明らかにされていません。主張に正当性があると言うのであれば、返還の必要はないはずであり、返還したのであれば正当性を自ら否定したものであります。このような整合性のない説明に終始する当局の説明は全く信用できず、議会など第三者による検証が必要であると考えます。よって、この決算を認定することに反対するものであります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第1号平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、意見を付しての認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は認定することに決定しました。

日程第18. 認定第2号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第18. 認定第2号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第2号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。審査の経過 本件は、9月15日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審査を付託され、当委員会では9月21日に委員会を開き民生部長、国保年金課長、担当職員の出席を求め質疑を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。委員会では、歳入7款 前期高齢者交付金が対前年度比1億984万6,000円の増額をしたが、同交付金の制度について説明を求めました。前期高齢者交付金制度は、概算払いの前に、前々年度の実績に応じて精算を行う制度であるとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第2号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第19. 認定第6号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第19. 認定第6号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第6号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。本件は、9月15日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審査を付託され、当委員会では9月21日に委員会を開き民生部長、国保年金課長、担当職員の出席を求め質疑を行い、質疑を終えました。29日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第6号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成

する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第20. 認定第3号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第20. 認定第3号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。認定第3号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。審査の経過 本案は、9月15日の本会議に上程され提案理由の説明を受け9月16日に質疑を行った後、当委員会へ付託されたものであります。9月26日に委員会を開き関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。污水管については、整備率48.8パーセントで、人口普及率57.7パーセントとなったことが報告されました。平成28年8月末現在で、下水道の接続可能世帯数のうち接続世帯が80.1パーセントとなったことが併せて報告されました。そして、9月28日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第3号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第21. 認定第4号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第21. 認定第4号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。認定第4号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。審査の経過 本案は、9月15日の本会議に上程され提案理由の説明を受け9月16日に質疑を行った後、当委員会へ付託されたものであります。9月26日に委員会を開き関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。議員から津嘉山十字路付近の整備進捗について質問がありました。担当課からは、県道128号線の町道移管について県との調整に時間を要しており、そのため津嘉山十字路付近の整備に遅れが生じる可能性があるという回答がありました。議員からは、町道への移管について県との調整を早急に行い、事業に遅れがないよう意見がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月28日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 意見を付して挙手全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

意見でございます。区画整理区域内の県道128号線に係る町道移管について、県と早急に協議をし、区画整理事業に遅れがないようにすること。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第4号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、意見を付しての認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第22. 認定第5号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第22. 認定第5号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。認定第5号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。審査の経過 本案は、9月15日の本会議に上程され提案理由の説明を受け9月16日に質疑を行った後、当委員会へ付託されたものであります。9月26日に委員会を開き関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。神里地区の農業集落排水事業の歳入決算額のうち、使用料及び手数料が前年度と比較して19.1パーセント減となっているが、主な原因は何かという質問がありました。担当課より、太希おきなわの移転による減額であるとの回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月28日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第5号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第23. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 宮城清政君 日程第23. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題

とします。まず本案に関し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものであります。記 南風原町字宮平・番地・。高嶺喜美子。生年月日 昭和21年・月・日であります。提案理由といたしまして、上記の者は、人格、識見高く広く社会の実情に通じており、委員として適任であるための提案であります。なお、経歴等においては裏に添付されておりますのでぜひお目とおしをお願いし、職歴等においても人権の問題等に精通されているものだと思っております。以上であります。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、これに適任とすることに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は適任とすることに決定いたしました。

日程第24. 陳情第12号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情

○議長 宮城清政君 日程第24. 陳情第12号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。陳情第12号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情でございます。審査の経過 本案は、9月14日の本会議において当委員会に付託されたものであります。委員会では、9月28

日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第12号 公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第25. 陳情第13号 擁壁決壊防止対策についての陳情

○議長 宮城清政君 日程第25. 陳情第13号 擁壁決壊防止対策についての陳情を議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告申し上げます。陳情第13号 擁壁決壊防止対策についての陳情でございます。審査の経過 本案は、9月14日の本会議において当委員会に付託されたものであります。9月20日の現場調査で、全議員にて兼城相互団地の擁壁を確認しました。委員会では、9月28日に委員会を開き審査を行い、同日に採決を行いました。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。処置に関しましては、後ほど意見書及び決議を提出いたします。提出者は、知念富信議員でございます。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第13号 擁壁決壊防止対策についての陳情を採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第26. 意見書第7号 兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める意見書

日程第27. 決議第6号 兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める要請決議

○議長 宮城清政君 日程第26. 意見書第7号 兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める意見書及び日程第27. 決議第6号 兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める要請決議を一括議題といたします。まず本件に関し、提案者から趣旨説明を求めます。1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 意見書第7号 平成28年10月7日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 知念富信。賛成者 南風原町議会議員玉城 勇、上原喜代子、赤嶺雅和、宮城寛淳、花城清文、大城真孝。兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める意見書 南風原町兼城自治会内の兼城相互団地は、昭和58年に入居を開始し、活力ある地域づくりに取り組んでおります。さて、兼城相互団地は、沖縄県の開発許可後、不動産会社による造成工事が行われましたが不動産会社が倒産し、さらに受け継いだ住宅開発業者も団地内道路を町道移管せずに倒産し、私道のままであります。入居から5年後の昭和63年8月2日、団地後方の傾斜地で土砂崩れが発生し、大量の土砂が道路を隔てて3世帯に流れ込む大災害が起こりました。事故後、県による地すべり対策事業が実施されております。しかし、その後もたびたび土砂が滑落する事故が起きており、さらには擁壁に亀裂が入り、今なお進行しているように思われます。台風や異常気象等による大雨のたびに擁壁が崩れ落ちはしないかと、住民は不安な毎日を過ごしております。擁壁が決壊すると、兼城相互団地のみならず、擁壁の上の新川自治会にも大きな被害が生じ、大災害につながる恐れがあることから、早期の防止対策が求められます。当該地域は、地すべり等防止法に基づき、県の「地すべり防止区域」に指定されております。つきましては、日々おびやかされている当該地域の町民の安心・安全な心安らぐ生活環境を守る観点から、本町議会は、下記事項についてすみやかに実施されるよう強く要請します。記 1. 現状を徹底調査し、結果のすべての情報を開示すること。2. 抜本的な地すべり対策工事を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年(2016年)10月7日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖

縄県知事。

続きまして、決議第6号 南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 知念富信。賛成者 南風原町議会議員 玉城 勇、上原喜代子、赤嶺雅和、宮城寛淳、花城清文、大城真孝。兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める要請決議。上記の決議を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める要請決議。文面は、意見書と同じでありますので割愛をしたいと思います。記 1. 現状を徹底調査し、結果のすべての情報を開示すること。2. 抜本的な地すべり対策工事を講じること。以上、決議する。平成28年（2016年）10月7日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県議会議長。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております意見書第7号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第7号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第7号兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める意見書についてを採決します。本件について、可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、ただいま議題となっております決議第6号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって決議第6号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより決議第6号兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める要請決議についてを採決します。本件について、可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第28. 陳情第14号 改正農業委員会法に係る条例対応等についての要請

○議長 宮城清政君 日程第28. 陳情第14号 改正農業委員会法に係る条例対応等についての要請についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 ご報告します。情第14号 改正農業委員会法に係る条例対応等についての要請でございます。審査の経過 本案は、9月14日の本会議において当委員会に付託されたものであります。委員会では、9月21日に委員会を開き、関係部長、課長の出席を求め説明を受けた後、28日に採決を行いました。採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより情第14号 改正農業委員会法に係る条例対応等についての要請を採決します。本案に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は採択されました。

日程第29. 意見書第8号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第29. 意見書第8号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提案者から趣旨説明を求めます。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 提案に先立ちまして、先ほど議案第45号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第3号)可決されましたなか、こども医療費窓口無料化に向けたシステム改修等の予算も含まれておりましたが、その窓口無料化を実施するためには県のこ

ども医療費助成金交付要綱の改正が前提となっております。県においては、国のこども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置が廃止の方針が示された後に要綱改正を行うということでもあります。このこども医療費窓口無料化については、先の一般質問等で町長が早期実現に向けた方針を表明されたあと、町内外から多くの早期実現を求める応援の声が届いております。私の手元に資料がありますので、読み上げさせていただきますと思います。町内の方から、私の子どもは熱を出すと熱性けいれんを起こすことがあります。そんなときはだいたい救急受診で、点滴や検査等で支払金額が大きくなり、手持ちぎりぎりや足りないこともよくありました。現物給付になるとその心配もなく連れて行けるのでとても助かります。また、別の方ですけれども、私は3人の息子の歳が近いので、小さい頃は1人が風邪をひくと連鎖で次々と移っていく。1週間の間に代わる代わる3人が受診。高熱が下がらないと救急受診、入院、通院を経験してきましたが、急な出費になるため厳しい状況の時もありました。現物給付の導入は、子を持つ家庭にとってはすごく助かることで、また子どもの貧困対策にもしっかりとつながる南風原町のすばらしい取組だと思います。ということで、応援の声も届いております。そのような方々の声に応えるためにも、ぜひ、国・県への要請決議、意見書を提出したいと思っておりますので、どうぞ皆様のご賛同をお願いいたします。それでは、読み上げて提案させていただきます。

意見書第8号。平成28年10月7日。南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員 新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、大城 毅、金城好春、浦崎みゆき。子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書 子どもの貧困問題及び少子化の進行は社会問題化し、すべての若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境を整備することは喫緊の課題となっている。南風原町においても厳しい財政状況ながら、子育て支援策を重視し、こども医療費助成の拡充、子育てしやすい環境づくりに努力している。こども医療費助成によって子育て家庭の経済的負担を軽減することは、子どもの貧困対策及び少子化対策につながっており、全国すべての都道府県でこども医療費への地方単独助成を実施するまでになっている。こども医療費助成は、すべての子どもの健康を守るうえで子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもがかかる病気の早期発見・治療につながり、重症化を防ぐことで医療費の抑制効果につながっている。一方、国はこのような地方自治体の現物給付方式の医療費助成の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を講じている。今日、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしているが、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による子どもの貧困対策及び少子化対策に逆行するものである。国においては、すべての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る

国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を廃止するよう、強く要請する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年(2016年)10月7日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)、総務大臣、厚生労働大臣、財務大臣。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております意見書第8号につきましては、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第8号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第8号子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第30. 意見書第9号 子どもの医療費窓口無料化(現物給付)の実施を求める意見書

日程第31. 決議第7号 子どもの医療費窓口無料化(現物給付)の実施を求める要請決議

○議長 宮城清政君 日程第30. 意見書第9号 子どもの医療費窓口無料化(現物給付)の実施を求める意見書及び日程第31. 決議第7号 子どもの医療費窓口無料化(現物給付)の実施を求める要請決議についてを一括議題といたします。まず本件に関し、提案者から趣旨説明を求めます。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん それでは、読み上げて提案させていただきます。意見書第9号。平成28年10月7日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、大城毅、金城好春、浦崎みゆき。子どもの医療費窓口無料化(現物給付)の実施を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

子どもの医療費窓口無料化(現物給付)の実施を求める意見書 子どもが経済的に心配

せず、安心して医療を受けられる、こども医療費助成制度は、本町においても有意義な制度であります。現在、沖縄県では子どもの医療費はいったん窓口で自己負担分を全額払い、2、3カ月後に登録した口座に振り込まれる償還方式となっています。子どもの貧困が進んでいるなか、たとえ後日、償還されるとしても子育て世代にとって医療費の負担は重く、経済的困難を抱えた家族からは「お金のないときには受診を控える」といった声も聞かれます。早期受診は病状悪化を防ぐために非常に重要です。子どもの命や健康が家庭環境に左右されてはなりません。子どもの医療費窓口無料化制度は、市町村段階でも全国の8割の自治体で実施されています。平成28年9月において、償還方式は6県（福井県、長野県、三重県、奈良県、鹿児島県、沖縄県）とわずかです。安心して医療を受けられるよう、窓口無料化（現物給付）を県の施策として実施されますよう、本町議会は下記の内容で強く要請します。記 1. 子どもの医療費助成制度を現行の償還方式だけでなく、窓口無料化方式（現物給付）ができるように、沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱を改正してください。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年（2016年）10月7日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事。

続きまして、決議第7号 平成28年10月7日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員 新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、大城 毅、金城好春、浦崎みゆき。子どもの医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める要請決議。上記の決議を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

子どもの医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める要請決議。文面は、先ほどの意見書第9号と同じでありますので割愛させていただきます。記 1. 子どもの医療費助成制度を現行の償還方式だけでなく、窓口無料化方式（現物給付）ができるように、沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱を改正してください。以上、決議する。平成28年（2016年）10月7日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県議会議長。以上であります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております意見書第9号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第9号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第9号

子どもの医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、ただいま議題となっております決議第7号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって決議第7号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより決議第7号 子どもの医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める要請決議についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第32. 決議第8号 交通事故防止対策と飲酒運転根絶のさらなる推進に関する宣言決議

○議長 宮城清政君 日程第32. 決議第8号 交通事故防止対策と飲酒運転根絶のさらなる推進に関する宣言決議についてを議題とします。まず本件に関し、提案者から趣旨説明を求めます。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 決議第8号 平成28年10月7日。南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。交通事故防止対策と飲酒運転根絶のさらなる推進に関する宣言決議。上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

交通事故防止対策と飲酒運転根絶のさらなる推進に関する宣言決議 交通事故のない、安全安心な交通環境の実現は、地域住民の願いであり、これまで行政機関や団体、地域住民一人ひとりが賢明な取組を重ねてきたところであるが、依然として交通死亡事故や飲酒運転絡みの事故は多発している状況にある。本県は、交通人身事故全体に占める飲酒絡み事故が26年連続ワースト、飲酒絡み死亡事故も3年連続ワーストを更新しており、本町を管轄する与那原警察署管内でも、本年に入り飲酒絡みの交通死亡事故が発生している現

状がある。こうしたことに鑑み、南風原町議会と与那原警察署は、沖縄県飲酒運転根絶条例（平成21年10月1日施行）に基づき、飲酒運転根絶に向けた協力体制を確立し、協働行動により「飲酒運転をしない・させない・許さない」安全で安心な社会環境の実現を目的とした「飲酒運転根絶に向けた協働行動に関する覚書」を交わし、「飲酒運転根絶ピンバッジ」を活用した飲酒運転防止の意思表示及びその普及促進を図ることで、飲酒運転根絶を啓発する新たな取組をはじめ運動の広がりを目指している。よって、本町議会は、これらの飲酒運転根絶運動とともに、これまでの交通事故防止に対する取組を一層支援するとともに、飲酒運転根絶をさらに推進することをここに宣言する。平成28年（2016年）10月7日 沖縄県島尻郡南風原町議会。以上です。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております決議第8号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって決議第8号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより決議第8号 交通事故防止対策と飲酒運転根絶のさらなる推進に関する宣言決議についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第33. 決議第9号 第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会の設置決議

○議長 宮城清政君 日程第33. 決議第9号 第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会の設置決議についてを議題とします。まず本件に関し、提案者から趣旨説明を求めます。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん それでは、読み上げて提案させていただきます。決議第9号 平成28年10月7日。南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会の設置決議。上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会の設置決議 下記のとおり、第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会を設置するものとする。記 1. 名称 第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会。2. 設置根拠 地方自治法第109条及び南風原町議会委員会条例第3条。3. 目的 第五次南風原町総合計画に関する事項。4. 委員の定数 議長を除く15人。5. 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。提案理由 総合計画は、南風原町が将来に向かって、まちづくりを進めていくための最も重要な上位計画で、第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会を設置し、調査を行う必要があるため。以上です。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております決議第9号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって決議第9号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより決議第9号第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会の設置決議についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第34. 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

日程第35. 陳情第15号 女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請

○議長 宮城清政君 日程第34. 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情及び日程第35. 陳情第15号 女性農業者の農業委員への登用促進に関する要請についてを議題とします。経済教育常任委員長から、委員会の審査についてお手元に配布しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって申し出のとおり、閉会中の継続審査と

することに決定いたしました。

日程第36. 決議第10号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第36. 決議第10号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてを議題とします。

お諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて、平成28年第3回南風原町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 (午後0時13分)

地方自治法第123条の第2項の規定により署名する。

南風原町議会 議長 宮城清政

署名議員 (議席番号15番) 大城真孝

署名議員 (議席番号1番) 知念富信